

文教委員会資料①

1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

- (7) 議案第15号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

こども未来局

(令和7年2月10日)

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (職員) 第29条 乳児院（10人以上の乳幼児を入所させるものに限る。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 (1) 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 (2) 看護師 (3) 個別対応職員 (4) 家庭支援専門相談員 (5) 栄養士 <u>又は管理栄養士</u> (6) 調理員 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3 乳児院においては、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。 4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 5 第1項第2号に掲げる看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上とする。	○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (職員) 第29条 乳児院（10人以上の乳幼児を入所させるものに限る。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 (1) 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 (2) 看護師 (3) 個別対応職員 (4) 家庭支援専門相談員 (5) 栄養士 (6) 調理員 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3 乳児院においては、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。 4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 5 第1項第2号に掲げる看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上とする。

改正後	改正前
ただし、これらの合計数は7人を下回ってはならない。 6 前項の規定による看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院にあっては2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院にあっては2人に、乳幼児がおおむね10人を増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならない。 7 前項の規定による保育士のほか、20人以下の乳幼児を入所させる施設には、保育士を1人以上置かなければならない。 （設備の基準の特例） 第46条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 （1） 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制にあること及び調理業務に係る受託者との契約が、当該注意を果たし得る内容となっていること。 （2） 当該保育所又は他の施設、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点から指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 （3） 調理業務の受託者が、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。 （4） 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、ア	ただし、これらの合計数は7人を下回ってはならない。 6 前項の規定による看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院にあっては2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院にあっては2人に、乳幼児がおおむね10人を増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならない。 7 前項の規定による保育士のほか、20人以下の乳幼児を入所させる施設には、保育士を1人以上置かなければならない。 （設備の基準の特例） 第46条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 （1） 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制にあること及び調理業務に係る受託者との契約が、当該注意を果たし得る内容となっていること。 （2） 当該保育所又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点から指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 （3） 調理業務の受託者が、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。 （4） 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、ア

改正後	改正前
レルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 (職員)	レルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 (職員)
第58条 児童養護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士<u>又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 (1) 児童指導員 (2) 嘱託医 (3) 保育士 (4) 個別対応職員 (5) 家庭支援専門相談員 (6) 栄養士<u>又は管理栄養士</u> (7) 調理員 (8) 看護師（乳児が入所している施設に限る。） 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。 4 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。 5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。 6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむ	第58条 児童養護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 (1) 児童指導員 (2) 嘱託医 (3) 保育士 (4) 個別対応職員 (5) 家庭支援専門相談員 (6) 栄養士 (7) 調理員 (8) 看護師（乳児が入所している施設に限る。） 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。 4 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。 5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。 6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむ

改正後	改正前
ね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、45人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。 7 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1の施設につき1人を下回ってはならない。 (職員) 第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 (1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者（基準府令の規定により障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、30人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。	ね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、45人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。 7 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1の施設につき1人を下回ってはならない。 (職員) 第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 (1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者（基準府令の規定により障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、30人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。

改正後	改正前
4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 (1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 医師 (3) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第79条において同じ。） 5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。 6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。 7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。 9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、35人以下の児童を入所させる施設にあつては、更に1人以上を加えるものとする。 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。	4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 (1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 医師 (3) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第79条において同じ。） 5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。 6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。 7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。 9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、35人以下の児童を入所させる施設にあつては、更に1人以上を加えるものとする。 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

改正後	改正前
(1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 看護職員 13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。 14 心理支援を行う必要があると認められる5人以上の児童に心理支援を行う場合にあっては心理担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。 15 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理担当職員について準用する。 (職員) 第79条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他基準府令第63条第1項に規定することも家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 (1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士又は管理栄養士 (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員 (3) 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員 (4) 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規	(1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 看護職員 13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。 14 心理支援を行う必要があると認められる5人以上の児童に心理支援を行う場合にあっては心理担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。 15 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理担当職員について準用する。 (職員) 第79条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他基準府令第63条第1項に規定することも家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 (1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士 (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員 (3) 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員 (4) 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規

改正後	改正前
定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員 (5) 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員 2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。 3 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 5 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。 （職員） 第88条 児童心理治療施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。	定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員 (5) 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員 2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。 3 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 5 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。 （職員） 第88条 児童心理治療施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

改正後	改正前
ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 (1) 医師 (2) 心理療法担当職員 (3) 児童指導員 (4) 保育士 (5) 看護師 (6) 個別対応職員 (7) 家庭支援専門相談員 (8) 栄養士 <u>又は管理栄養士</u> (9) 調理員 2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。 4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 5 心理療法担当職員の数、おおむね児童10人につき1人以上とする。 6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。 (職員) 第94条 児童自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。	ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 (1) 医師 (2) 心理療法担当職員 (3) 児童指導員 (4) 保育士 (5) 看護師 (6) 個別対応職員 (7) 家庭支援専門相談員 (8) 栄養士 (9) 調理員 2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。 4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 5 心理療法担当職員の数、おおむね児童10人につき1人以上とする。 6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。 (職員) 第94条 児童自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

改正後	改正前
ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士 <u>又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 (1) 児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。） (2) 児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。） (3) 嘱託医 (4) 精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 (5) 個別対応職員 (6) 家庭支援専門相談員 (7) 栄養士 <u>又は管理栄養士</u> (8) 調理員 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。 4 第88条第3項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。 5 実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。 6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。	ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 (1) 児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。） (2) 児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。） (3) 嘱託医 (4) 精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 (5) 個別対応職員 (6) 家庭支援専門相談員 (7) 栄養士 (8) 調理員 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。 4 第88条第3項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。 5 実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。 6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。